

健康保険等資格喪失証明書

① 保険者及び保険者番号

	(番号)
--	------

② 基礎年金番号

番号	-
----	---

③ 被保険者証(組合員証)

記号		番号	
----	--	----	--

④ 被保険者(組合員)

氏名 _____

住所 _____

	⑤ 被 保 険 者	氏名	生年月日	続柄	資格取得年月日 資格喪失年月日	⑦資格喪失の理由
		資 格 喪 失 者			昭・平・令 年 月 日	/
	昭・平・令 年 月 日				年 月 日 年 月 日	
⑥ 被 扶 養 者			昭・平・令 年 月 日		年 月 日 年 月 日	2 死亡退職 3 扶養基準収入超過 4 その他 []
			昭・平・令 年 月 日		年 月 日 年 月 日	
			昭・平・令 年 月 日		年 月 日 年 月 日	
			昭・平・令 年 月 日		年 月 日 年 月 日	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

事業所所在地 _____

事業所名称 _____

事業主氏名 _____ 印

電話番号 _____

担当者名 _____

(記載にあたって、事業所の方へのお願い)

- 1 ①欄には、事業所が所属する保険者の名称及び保険者番号を記入してください。
例) □□共済組合 △△健康保険組合 など
- 2 ②欄には被保険者(組合員)の基礎年金番号を、③欄には健康保険証の記号番号を記入してください。
- 3 ⑤、⑥欄には、健康保険の資格を喪失した方について、被保険者本人、被扶養者の区分に応じて記入してください。
- 4 ⑦欄中、「4 その他」の場合は[]欄にその理由を記入してください。

◆国民健康保険 加入の手続きについて

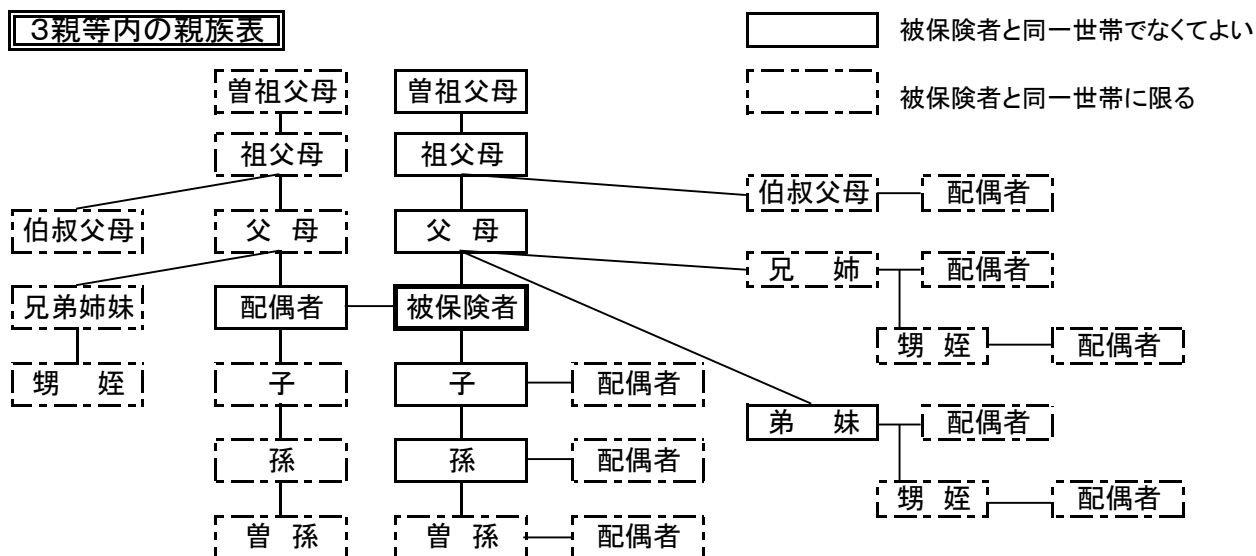
- ☆ 加入の手続きは、社会保険等の資格喪失後14日以内です。
- ☆ 手続きが遅れた場合でも、国保税(国民健康保険の掛金)は、社会保険等の資格喪失時まで遡って課税されます。
- ☆ 加入の手続きに必要なもの
 - 健康保険等資格喪失証明書 世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの
 - 届出者の本人確認書類 世帯主からの委任状(届出者が世帯主ではない場合)
 - 通帳、通帳印(国保税の支払に、口座振替を希望される場合)
 - 年金証書(退職者医療に該当される方)
 - 1月2日以降に転入された方は、前年中の収入、所得がわかる書類
- ☆ ご家族が次のものをお持ちの場合は、ご持参ください。
 - 春日市の国民健康保険証
 - 医療証(子ども、障害者、ひとり親家庭等)
- ☆ 国保に加入される方が、今までの保険で下記のものをお持ちの場合はお問い合わせください。
 - 特定疾病療養受療証 標準負担額減額認定証
- ☆ 国民年金の手続きもお忘れなく！ 年金手帳

◆国保加入のその前に……ご存知ですか？こんな制度

社会 保険	任意 継続	申請により、退職後2年間、今までの社会保険を継続することができます。	任意継続するためには、退職まで2ヶ月以上(共済は1年以上)社会保険の資格があったことが要件です。手続きは、退職日翌日から20日以内に全国健康保険協会または勤務先で行ってください。
----------	----------	------------------------------------	---

◆社会保険の被扶養者に該当しませんか？

ご家族が社会保険をお持ちの場合、その方とご関係が下の図に該当する方は、年間収入が130万円未満であれば、その社会保険に被扶養者として加入できる場合があります。
※60歳以上の方、又は障害年金を受けている方は、年収180万円未満です。



◎社会保険の被扶養者に該当すると思われる方は、早急に社会保険被保険者本人の職場の健康保険担当者に相談し、加入手続きをしてください。
社会保険の被扶養者に認定されたら、市役所で国民健康保険喪失のお手続きが必要です。新しい社会保険証と今までの国民健康保険証、印かんをご持参ください。